



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年6月12日火曜日 第2376号

◇ 目次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	547
土地改良区役員の就退任の届出.....	547
建設業者の許可の取消し.....	548
道路の区域変更（一般国道494号）.....	548

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	548
愛媛県立看護専門学校入学試験の実施.....	549

告 示

○愛媛県告示第776号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年6月12日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ土居店
四国中央市土居町入野51番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
代表取締役 佐藤 利行
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
代表取締役 佐藤 利行
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年2月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,579平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	236台
イ 駐輪場の収容台数	133台
ウ 荷さばき施設の面積	120平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量
86.7立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 24時間 |
| イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 24時間 |
| ウ 駐車場の自動車の出入口の数 | 6箇所 |
| エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前6時から午後10時まで |

2 届出年月日

平成24年5月31日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- | |
|--|
| ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 |
| イ 当該大規模小売店舗の名称 |
| ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見 |

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年6月12日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 譲	西条市樋之口456番地の8
"	川 又 則 昭	西条市樋之口456番地の3
"	小 山 真 吾	西条市港363番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地

"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	鈴 木 豊	西条市古川153番地の3
監 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地の3
"	上 路 健 一	西条市樋之口126番地

"	川 又 則 昭	西条市樋之口456番地の3
"	小 山 真 吾	西条市港363番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	鈴 木 豊	西条市古川153番地の3
監 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地の3
"	上 路 健 一	西条市樋之口126番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 譲	西条市樋之口456番地の8

○愛媛県告示第778号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 22) 第 7513 号	平成23年 1月24日	新興工機（株）	福田 和明	伊予郡松前町大字北川原 1227 - 1	平成24年 5月2日	大工工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23) 第 13409 号	平成23年 6月3日	志水建設	志水 道春	松山市東方町甲2304 - 4	平成24年 5月16日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 20) 第 16429 号	平成21年 2月6日	イノウエ	井上 義男	伊予市大平甲215 - 3	平成24年 5月22日	石工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 23) 第 10385 号	平成23年 12月21日	太邦設備（株）	菅野 博志	松山市美沢 2 - 1 - 16	平成24年 5月24日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2771番地5から 同町同字2892番地2まで	旧	メートル 6.3~23.2	キロメートル 0.395	
		上浮穴郡久万高原町笠方2771番地5から 同町同字2892番地2地先まで	新	12.5~49.4	0.357	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平成24年 5月31日	特定非営利活動法人ラフターク ラブまつやま	對 尾 美 紀	愛媛県松山市北藤原町7番地8	この法人は、子供から高齢者、すべての方を対象に「ラフターヨガ（笑いのヨガ）」の支援・啓発活動を展開していくとともに、社会的地域交流・健康維持、向上の活性を求め事業を通じて、人が人として、多くの人を元気にし、多くの人に希望を与え、多くの人々が愛と笑いを通じてつながり合い、心身ともに調和のとれた日々の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第11条第1項の規定による平成25年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成24年6月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 学科試験及び面接試験 平成25年1月30日（水） (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成24年11月15日（木）	四国中央市中之庄町1684番地3 愛媛県立看護専門学校	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、12人程度）	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成25年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあつては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。

2 学科試験科目

- (1) 一般入学試験
国語総合（旧「国語Ⅰ」に相当。古文及び漢文を除く。）
数学Ⅰ
英語Ⅰ及び英語Ⅱ

- (2) 推薦入学試験
小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間
ア 一般入学試験
平成25年1月4日（金）から1月18日（金）まで
イ 推薦入学試験
平成24年10月22日（月）から11月2日（金）まで
ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

- (2) 提出先
〒799 - 0422 四国中央市中之庄町1684番地3
愛媛県立看護専門学校

4 提出書類等

- (1) 次の書類等を提出すること。
ア 入学願書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚貼ること。）
イ 受験写真票及び受験票（募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚貼ること。）
ウ 調査書その他これに相当する書類
エ 受験票送付用封筒（募集要項に添付の封筒を使用すること。）
オ 推薦入学試験を受ける場合にあつては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書
(2) 入学選考料として20,000円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼るものとし、消印は、しないこと。
(3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は200円分の郵便切手を貼った角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

5 合格発表

- (1) 一般入学試験
平成25年2月15日（金）午前9時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人宛通知する。
(2) 推薦入学試験
平成24年11月29日（木）に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、合否を本人宛通知する。

6 その他

平成26年 4月に愛媛県立看護専門学校が民間へ移譲された場合は、在學生は、新設校に編入される予定である。

7 問合せ先

愛媛県立看護専門学校

電話 (0896) 24 - 5755